

「揮発油税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(納期限の延長)</p> <p>第42条 法第13条《納期限の延長》の規定により揮発油税の納期限を延長する期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日の翌日から起算して計算するのであるから留意する。</p> <p>(1) <u>法第13条第1項</u>の規定による納期限の延長 法第12条第1項《移出に係る揮発油についての揮発油税の期限内申告による納付》に規定する納期限（国税通則法第10条第2項《期間の計算及び期限の特例》又は同法第11条《災害による期限の延長》の規定の適用がある場合には、これらの規定によってみなされた納期限又は延長された納期限（第3号において同じ））の日</p> <p>(2) <u>法第13条第2項</u>の規定による納期限の延長 保税地域から揮発油を引き取った日</p> <p>(3) <u>法第13条第3項及び第4項</u>の規定による納期限の延長 保税地域から揮発油を引き取った日の属する月の翌月末日</p>	<p>(納期限の延長)</p> <p>第42条 法第13条《納期限の延長》の規定により揮発油税の納期限を延長する期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日の翌日から起算して計算するのであるから留意する。</p> <p>(1) <u>同条第1項</u>の規定による納期限の延長 法第12条第1項《移出に係る揮発油についての揮発油税の期限内申告による納付》に規定する納期限（国税通則法第10条第2項《期間の計算及び期限の特例》又は同法第11条《災害による期限の延長》の規定の適用がある場合には、これらの規定によってみなされた納期限又は延長された納期限（第3号において同じ））の日</p> <p>(2) <u>同条第2項</u>の規定による納期限の延長 保税地域から揮発油を引き取った日</p> <p>(3) <u>同条第3項</u>の規定による納期限の延長 保税地域から揮発油を引き取った日の属する月の翌月末日</p>